

I 群馬県地域スポーツクラブ活動 体制整備事業

(1) 委託要項・実施要項	2
(2) 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会の概要	9
群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会名簿 ワーキンググループ会議名簿	10
第1回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 【要約版】	12
第2回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 【要約版】	13

群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業 委託要項

令和6年4月1日

本事業の委託要項を以下のとおり定める。

- ※ 国（スポーツ庁）を起点とするとスポーツ庁が委託契約したリーフラス株式会社が委託先となり、再委託を重ねるごとに各階層が再委託先（リーフラスから群馬県）、再々委託先（群馬県から市町村）などとなる。本要項では群馬県を起点とした当事者間（委託・受託の相対的關係）における委託として記している。

1 趣旨

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）及び「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」（令和5年7月群馬県教育委員会・群馬県地域創生部）を踏まえ、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしている。

このため、本事業では、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図る。

2 委託事業の内容

【地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証】

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市町村において、それぞれが定める地域スポーツの推進体制等の中で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。

特に、実証事業2年目以降となる地域スポーツクラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証することが期待される。

3 事業の委託先（群馬県からの委託先を指し、スポーツ庁からは再々委託先となる）

市町村の自治体

4 委託期間

契約締結日から当該年度の2月25日までとする。

- ※ 群馬県から委託する市町村との契約期間であることに注意

5 委託手続

- (1) 契約予定者が事業の委託を受けようとするときは、別に定める事業計画書に必要書類を添付し、群馬県に提出すること。
- (2) 群馬県は、提出のあった事業計画書の内容を精査し、適切と認められた場合に再々委託契約を締結し、業務を委託する。
- (3) 契約金額については、事業計画書の内容等を勘案して決定するものであり、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

6 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再々再委託することができる。

7 委託経費

- (1) 群馬県は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、交通費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料）、再委託費を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。また、個人に対して直接給付又は支給を行う内容に係る経費は対象外とする。
- (2) 群馬県は、委託先が本契約の定めに従ったとき、または委託事業の遂行が困難であると認められたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

8 事業完了（廃止等）及び研究成果の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書、委託経費決算書及び成果報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、または契約満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともに群馬県に提出しなければならない。また、別に定めるところにより、事業途中で報告書を提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 群馬県は、上記8により提出された委託事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認められたときは、委託費の額を確定し、再々委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 実証事業の実施に際し、関係者はスポーツ安全保険に加入するなど、子供や指導者等の安全確保に万全を期すこと。また、事故等が起こった場合に、関係者間で確実に連絡・報告（群馬県への連絡・報告を含む。）が行われるように、連絡網の整備など、予め適切な措置を講じること。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係者間の役割分担を明確にすること等により、効率的な事業運営に努めること。
- (3) 群馬県は、委託先が実施する事業の内容が本委託事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (4) 群馬県は、本委託事業の実施に当たり、必要に応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (5) 群馬県は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、委託先は、群馬県の求めがあった場合には、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (6) 委託先等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてその秘密を保持しなければならない。
- (7) 委託先は、本事業の実施に当たり、研究成果報告書のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (8) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

以上

令和6年度 群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)
実施要領 (仕様書)

令和6年4月1日

- 1 委託件名
令和6年度群馬県地域スポーツクラブ地域体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)
- 2 事業の趣旨
運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、県・市町村において、それぞれが定める地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。
特に、実証事業2年目以降となる地域クラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証することが期待される。

3 履行期間

市町村：県と契約締結日から令和7年2月25日(火)まで
県：国と契約締結日から令和7年3月7日(金)まで

4 事業内容

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証

5 (実施内容)

- (1) 実施方針等を踏まえた事業の実施
 - 実施する自治体は、作成した事業計画に基づき実施し、実証を行うこと。
- (2) 具体的な取組内容
 - 実施する自治体は、域内において、以下に掲げる取組内容を参考に地域スポーツクラブ活動を実施し、実証を行うこと。また、県においては、「※」を付記している取組内容を必須とする。なお、以下に示しているもの以外の取組を行うことを妨げるものではない。

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備※

・関係団体、市町村等との連絡調整等に関する取組 例：広域的な活動を行う総括コーディネーター等を配置し、関係団体・市町村等との連絡調整・指導助言等を行う。	など
・コーディネーターに関する取組 例：中学校区でコーディネーターを配置し、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。 地域学校協働活動推進員やPTA等との効果的な連携を図り、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行う。	など

・統括コーディネーターやコーディネーターの育成に関する取組
 例：統括コーディネーターに求められる役割や資質等を踏まえ、人材の発掘・育成、資質向上を図る方策の検討を行う。

・運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組
 例：運営団体・実施主体の運営体制の整備や人材の確保など、持続可能な運営ができる組織体制の整備を行う。
 多世代向けのプログラム等を構築することで、新たな会員の確保を行い、自立した運営のできる組織体制を構築する。

・地域スポーツクラブ活動の要件等の明確化を図る取組
 例：公的支援(例えば、財政的支援、公共施設の優先利用、使用料減免等)の対象とする地域スポーツクラブ活動の要件や基準等を明確化する。
 都道府県が示した地域スポーツクラブ活動の要件や基準等を踏まえ、市町村が地域の実情を踏まえながら、要件や基準等を調整して設定し、登録・指定等を実施する。
 市町村が、独自に認定制度を設けて、地域スポーツクラブ活動を認定する。

・地域スポーツクラブ活動の運営の効率化等に関する取組
 例：参加者管理、会費徴収、参加者・指導者への連絡、会場の確保、調整、会計業務等にICTを活用する。

・責任の主体の明確化に関する取組
 例：活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任や賠償責任の主体を明確にし、共通理解を図る。(例 関係規定の整備など)

イ：指導者の質の保障・量の確保※

・人材の発掘・マッチング・配置に関する取組
 例：都道府県に設置されている人材バンクを活用し、指導者を確保する。
 スポーツ団体等に指導者の紹介や推薦、人材バンクへの登録等の協力を依頼する。
 企業への協力依頼を行い、企業の従業員の人材バンクへの登録や従業員が指導者として活躍しやすい就業環境の整備を促進する。
 運営団体等が、活動の方針や参加者の志向等に合った指導者を見つけることができるよう、一定の期間を試行期間として区切って指導者に指導を依頼し、実際の指導の状況を踏まえて、継続的な指導を依頼するマッチングの仕組みを整備する。
 体育・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等と連携し、指導者を確保する。
 アスリートを活用し、指導者としての役割を担ってもらう。

・研修、資格取得促進に関する取組
 例：指導者に対して、資質向上のための研修の受講や資格取得を促進する。
 体育・スポーツ協会と連携して、指導者育成研修会を開催するなど、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の取得を促進する。
 大学を連携して、指導者研修プログラムを整備する。
 地域スポーツクラブ活動に携わる指導者全員を対象とした研修会を開催する。

運営団体が、指導者資格を取得できる研修会を開催する。
指導経験の少ない指導者が、指導の現場で指導経験の豊富な指導者とともに、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施する。
地域クラブ活動の方針や志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修を実施する。

・安全・安心な活動の実施に関する取組
例：心身の健康管理、事故防止の徹底、体調・ハラスメント根絶に関する取組を行う。
スポーツドクターやトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理面で支える。

・平日・休日の一貫指導に関する取組
例：平日と休日の指導者間、学校と運営団体・実施主体間において、効率的・効果的な連携方策を構築する。
ICTや民間企業のアプリ等を使用して、平日・休日の練習内容を共有する。など

ウ：関係団体・分野との連携強化^{*}
・体育・スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、企業等との連携に関する取組
例：指導者の派遣、民間施設の利用、研修教材の提供・講師派遣などについて連携する。

・スポーツ推進委員との連携に関する取組
例：スポーツ推進委員が総括コーディネーターやコーディネーターを担う。など
・地域公共交通との連携に関する取組
例：地域公共交通の維持・活性化に関する取組と連携して生徒の移動手段を確保する。
地域の公共交通サービスやスクールバス、自家用有償旅客運送などによる送迎サービスを活用して、生徒の送迎を行う。
アプリを活用した移動手段の確保を行う。

・まちづくりとの連携に関する取組
例：地域スポーツコミュニティや地域おこし協力隊と連携し、運営団体・実施主体や指導者の確保等を行う。など

エ：面的・広域的な取組
・地域移行に取り組み中学校における幅広い運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行の取組
例：中学校に設置しているすべての運動部活動を地域に移行する。など

・市区町村等を超えた取組
例：都道府県が、複数の市町村による広域連携のための調整の場を設定する。
単一の自治体での対応が困難な場合に複数の市町村が共同で地域スポーツクラブ活動の運営団体を整備する。など

・運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組み市区町村の拡大を図る取組
例：都道府県が開催する市町村の担当者会議において、スポーツ庁職員や地域スポーツクラブ活動アドバイザーが説明や情報提供を行うとともに、同じ規模の市町村の担当者に参加するグループワークやワークショップを実施する。など

オ：内容の充実

・生徒のニーズに応じた取組
例：生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会の確保に取組む。など
生徒のニーズや意見等が反映される取組

例：生徒によるワークショップを実施する。
自動・生徒へのアンケート調査を実施する。
生徒が地域スポーツクラブ活動の運営に参画して活動を支える機会を設ける。 など

・複数種目やシーズン制の取組
例：複数種目を実施できるよう、誰でも参加できる地域スポーツクラブ活動を実施する。
夏は野球、冬はスキーのように、シーズンによって多様な種目に取り組み地域スポーツクラブ活動を実施する。など

・体験型キャンプの取組
例：複数スポーツを体験できるキャンプを開催する。など
・保護者も一緒に参画するスポーツ活動の取組

例：保護者が生徒と一緒にスポーツを楽しんだり、生徒に教えたり、運営を手伝うなど、地域スポーツクラブ活動の運営に参画する。
・レクリエーション的活動の取組

例：誰もが楽しめるスポーツ体験教室を実施する。など
・インクルーシブな活動の取組

例：障害の有無に関係なく、スポーツ活動に参加できる取組を実施する。など
・世代間交流に関する取組
例：高校生や大学生などと合同で練習を行う。など

カ：参加費用負担の支援等^{*}

・困窮世帯への支援に関する取組
例：経済的困窮世帯の生徒が地域スポーツクラブ活動に参加する場合に、参加費等の一部又は全部を減免する。
保護者等が、地域スポーツクラブ活動の運営団体に就学援助決定通知書の写しを持参して申請することにより、参加費等を減免する。

地域スポーツクラブ活動の運営団体への参加申込の際に、保護者等から個人情報に関する同意、手続きの委任等を受け、運営団体が地方自治体に確認した上で、対象者の参加費等を減免する。
困窮世帯に必要な経費項目・金額の調査を実施する。

個人情報保護、保護者等による手続きの負担、地方自治体や運営団体の事務的負担等の観点から、経済的困窮世帯への参加費負担支援のための手続きやスキームを検証する。など

・費用負担の在り方に関する取組
例：会費の適切な設定・徴収方法の検討や、保護者負担経費の調査（既存の部活動における活動経費との比較や調整、管理の在り方を含む）・検討を行う。
地域スポーツクラブ活動の運営や指導者配置等に必要コストを検証するとともに、こうしたコストをどのように賄っていくについて受益負担等と公的資金との適切なバランス

スも含めて収支構造を検討する。
 持続的に活動することを前提とした仕組みづくり（例えば、国費だけではなく、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附等を活用した基金の創設、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の利用、学校施設の管理運営の指定管理運営の導入等）に取組む。

キ：学校施設の活用等

・学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組

例：学校の施設・設備・備品等を使用して、地域スポーツクラブ活動を実施する際の利用ルール（施設・設備・備品等の利用範囲や破損・紛失した場合の対応、施設の閉手続・方法を含む）を策定する。
 地域スポーツクラブ活動のために学校施設を使用する場合の優先利用や使用料減免との仕組みを検討する。
 学校体育施設の管理運営の指定管理運営や業務管理委託を導入し、指定管理者や受託者が運営団体・実施主体となって地域スポーツクラブ活動を実施する仕組みを検討する。

ク：その他

・改革推進期間後を見据えた取組を推進する観点から、休日だけでなく平日を含めた地域スポーツクラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行う。

例：休日に加えて、平日の全ての学校運動部活動を地域クラブ活動に移行。
 休日に加えて、平日の一部の学校運動部活動を地域クラブ活動に移行（例えば、平日の週 3 日は学校部活動、平日の週 1 日を休日の週 1 回は地域クラブ活動）。
 休日加えて、平日の活動日数や活動時間を見直した上で、学校運動部活動を地域クラブ活動に移行（平日の活動日数を週 4 日から週 2 日に変更するとともに、指導者を確保するため、安全確保等に十分配慮しつつ、活動時間を放課後から夜間に変更）など

(3) 事業実施体制の構築

実施する自治体は、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署等が連携、協力し、自治体として一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。

- ◆市町村（複数の市町村の連携を含む）が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- ◆総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学、地域の体育・スポーツ協会、競技団体など多様な運営団体、中学校の生徒が参加する体制。

※**体制の整備に当たっては、上記（2）で示す各取組内容について、関連する取組内容を組み合わせて可能な限り多様なモデルを創出できるように留意すること。**

(4) 関係者の理解促進

実施する地方自治体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「運動部活動」という生徒にスポーツ部活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツ機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識変革を図り、当事者意識を醸成すること。

(5) 地域スポーツクラブ活動の実施体制の構築

- ◆実施する自治体は、これまで学校が「運動部活動」という形で担ってきた休日の生徒のスポーツ活動を地域の多様な主体が担う「地域スポーツクラブ活動」へ移行するため、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署が、地域、学校、家庭等の関係者と役割分担しながら、連携、協力し、生徒の多様な体験機会を確保する観点から地域スポーツクラブ活動の実施体制を構築すること。
- ◆地域スポーツクラブ活動の実施体制の構築に当たっては、少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる環境を確保するとともに、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツの中にも中学生のスポーツ活動を取り込み、ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進という観点から、多様な主体と連携して取り組むことが望ましい。例えば、自治体の社会教育・生涯学習、健康増進、社会福祉・医療、まちづくり、地域公共交通の担当部署等の他、スポーツ推進委員、地域こし協力隊、地域スポーツコミッション、大学、企業等との連携を行うこと。
- ◆**地域スポーツクラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担や、行政や関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。**このため、**地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域スポーツクラブ活動を実施するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や自治体負担とすること。**
- ◆特に、本事業 2 年目となる地域スポーツクラブ活動については、原則として、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。
- ◆活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるが、**活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、スポーツ団体の関係者が正しく認識した上で実施すること。**
- ◆地域スポーツクラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、**学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツによる教育的機能を一層高めたいこと。**また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保証すること。

(6) 協議会等の設置等

- ◆実施する自治体は、域内における新たなスポーツ環境の構築の円滑な実施を図るため、関係者の合意形成、本事業の取組の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を設置すること。
- ◆協議会等を設置する場合は、行政、地域移行に取り組み中学校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成すること。

◆ 協議会の運営に当たり、関係者による議論を深めて合意形成を図るとともに、新たなスポーツ環境の整備に向けて、関係者の役割分担を明確にして取り組むこと。なお、代表者等で構成される協議会だけでは、取組を円滑に推進することが困難な場合には、協議会の下に実務担当者で構成する実行委員会やワーキンググループ等を設けて取り組むこと。

(7) 取組の把握と指導助言、支援

実施する自治体は、協議会等の議論を踏まえつつ、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に関する取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

(8) 事業の周知、事業の検証、成果の普及

◆ 実施する自治体及び部活動の地域移行に取り組む学校の学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容(安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。)について、事前に周知をすること。

◆ 実施する自治体は、令和4年度及び令和5年度の地域運動部活動推進事業や令和5年度の運動部活動の地域移行等に向けた実証事業における成果や課題等に加え、本事業における実証結果(生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む)や成果の評価・分析を行った上で、域内における休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決方策や地域の実情に応じた地域における新たなスポーツ環境の整備の進め方を検討すること。

◆ 実施する自治体及び部活動の地域移行に取り組む学校の学校設置者は、地域の実情に応じて、域内の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

◆ 事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかわる勤務時間や地域スポーツクラブ活動への生徒の参加状況、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数、関係者へのアンケート調査など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者へのヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法により行う。

(9) 今後の進め方等の決定

実施する自治体は、域内における休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域におけるスポーツ環境の整備方策や自治体、学校、保護者、関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにすること。

(留意事項)

◆ 地域スポーツクラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)の内容を十分踏まえること。

◆ スポーツ庁においても、全国各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する地方自治体は、本事業の取組、取組成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、スポーツ庁から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

群馬県部活動改革推進事業
群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

令和 6 年 5 月
群馬県教育委員会
群馬県地域創生部

1 設置の目的

国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインへの対応及び適正な部活動の運営に関する方針に基づく本県公立中学校等における休日の学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた今後の在り方と体制整備を検討するため「群馬県地域クラブ部活体制整備検討委員会」を設置する。

2 検討内容

- (1) 学校部活動の地域連携に関すること
- (2) 新たな地域クラブ活動の在り方に関すること
- (3) 地域クラブ活動への移行に向けた体制整備・環境整備に関すること
- (4) 学校部活動における教職員の多忙化解消に関すること
- (5) 大会等の在り方及び学校関係団体や地域関係団体との連携に関すること
- (6) 学校部活動に関すること
- (7) その他

3 設置する時期

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

4 日程(予定)

令和 6 年	5 月 23 日 (木)	第 1 回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会WG会議
	6 月 18 日 (火)	第 1 回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会
	12 月 19 日 (木)	第 2 回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会WG会議
令和 7 年	2 月 6 日 (木)	第 2 回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

5 組織

- (1) 市町村（教育委員会・部局等）代表及び実証研究実施市町村（教育委員会等）代表
- (2) 学校関係団体代表
- (3) スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ代表
- (4) 実証研究実施運営団体代表
- (5) P T A 関係代表
- (6) 大学関係代表
- (7) 行政関係機関代表
- (8) その他委員として適当と認められる者

6 その他

本検討委員会は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁委託事業）として実施する。

令和6年度 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 委員名簿

番号	団体	役職	氏名	備考
1	前橋市 教育委員会	学校教育課長	田村 裕之	
2	前橋市 文化スポーツ観光部	スポーツ課長	山口 智幸	
3	高崎市 教育委員会	健康教育課長	亀山 理映	
4	高崎市 総務部	スポーツ課長	津久井 光明	
5	太田市 教育委員会	学校教育課長	岡根 康浩	
6	太田市 文化スポーツ部	スポーツ学校担当課長	青田 晃一	
7	沼田市 教育委員会	学校教育課長	林 武史	
8	沼田市 教育委員会	スポーツ振興課長	阿部 勝良	
9	長野原町 教育委員会	教育課長	萩原 喜隆	
10	群馬県中学校長会	会長	荻野 雅志	
11	群馬県高等学校長協会	会長	天野 正明	
12	群馬県中学校体育連盟	会長	齊藤 秀夫	
13	群馬県高等学校体育連盟	会長	田島 正徳	
14	群馬県高等学校文化連盟	会長	松村 敏明	
15	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	理事長	田子 昌之	
16	県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	平林 知巳	
17	群馬県内大学 関係者	群馬大学共同教育学部 准教授	中雄 勇人	
18	実証研究実施主体 団体	MINAKAMI TOWN.EXE 代表	大塚 俊	
19	群馬県吹奏楽連盟	会長	荻野 葉子	
20	群馬県PTA連合会	会長	小日向 和博	
21	群馬県高等学校PTA連合会	会長	明峯 顕周	
22	群馬県地域創生部	文化振興課長	佐藤 貴昭	
23	群馬県地域創生部	スポーツ振興課長	神久 直巳	
24	群馬県生活子ども部	私学・青少年課長	太田 真美	
25	群馬県教育委員会	教育次長（指導担当）	栗本 郁夫	
26	群馬県教育委員会	学校人事課長	西村 琢巳	
27	群馬県教育委員会	義務教育課長	酒井 暁彦	
28	群馬県教育委員会	高校教育課長	高橋 章	
29	群馬県教育委員会	特別支援教育課長	近藤 千香子	
30	群馬県教育委員会	生涯学習課長	星野 貴俊	
31	群馬県教育委員会	健康体育課長	橋 憲市	
32	群馬県教育委員会	教育事務所管理主監代表	角田 巧	
33	群馬県教育委員会	総括コーディネーター	小出 利一	

事務局	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長・指導主事
	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育推進係長・指導主事
	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主監（社会教育係長）・社会教育主事
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長・担当者
	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長・担当者
県関係課	群馬県教育委員会 学校人事課	管理係長・義務教育人事係長・管理主事 県立学校人事係長・管理主事
	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係長・指導主事
	群馬県教育委員会 特別支援教育課	指導係長

令和6年度 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

ワーキンググループ会議 委員名簿

番号	団体	役職	氏名	備考
1	前橋市 教育委員会	学校教育課 指導係 指導主事	井上 剛文	
2	高崎市 教育委員会	健康教育課 学校体育担当係長	山科 真	
3	太田市 教育委員会	学校教育課 指導主幹	平井 愛彦	
4	沼田市 教育委員会	学校教育課長	林 武史	
5	長野原町 教育委員会	教育課 社会教育係長	田中 慎吾	
6	群馬県中学校長会	会計	相原 吉次	
7	群馬県高等学校長協会	書記	齋藤 利昭	
8	群馬県PTA連合会	常任理事	塩原 大輔	
9	群馬県高等学校PTA連合会	副会長	佐藤 雄一	
10	群馬県中学校体育連盟	理事長	嘉村 昭雄	
11	群馬県中学校体育連盟	理事(バレーボール部委員長)	勝田 正	
12	群馬県中学校体育連盟	理事(陸上競技委員長)	岡部 允裕	
13	群馬県高等学校体育連盟	理事長	関根 努	
14	群馬県高等学校文化連盟	理事長	会田 智史	
15	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	事務局長	高田 勉	
16	群馬県バレーボール協会	事務局長	狩野 賢治	
17	(一財)群馬陸上競技協会	指導者養成担当	小池 和幸	
18	群馬県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	平林 知巳	
19	群馬県内大学 関係者	群馬大学共同教育学部 准教授	中雄 勇人	
20	群馬県吹奏楽連盟	理事長	羽鳥 宏	
21	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長	佐俣 久絵	
22	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	課長	神久 直巳	
23	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長	代田 英敏	
24	群馬県生活こども部 私学・青少年課	私学振興係長	小野山 嘉彦	
25	群馬県教育委員会 学校人事課	管理係長	市村 英治	
26	群馬県教育委員会 学校人事課	義務教育人事係長	鈴木 健一	
27	群馬県教育委員会 学校人事課	県立学校人事係長	長谷川 修	
28	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育推進係長	土屋 真美	
29	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係長	毒嵩 章	
30	群馬県教育委員会 特別支援教育課	指導係長	藤生 雅代	
31	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主監(社会教育係長)	山田 康成	
32	群馬県教育委員会 健康体育課	課長	橋 憲市	
33	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長	山藤 一也	
34	群馬県教育委員会 健康体育課	総括コーディネーター	小出 利一	

事務局	群馬県教育委員会 健康体育課	指導主事
	群馬県教育委員会 義務教育課	指導主事
	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主事
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	担当者
	群馬県地域創生部 文化振興課	担当者
県関係課	群馬県教育委員会 学校人事課	管理主事
	群馬県教育委員会 高校教育課	指導主事

令和6年度 第1回 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会【要約版】

群馬県教育委員会健康体育課
地域創生部スポーツ振興課

開催日時：令和6年6月18日（火） 14：00～16：00

開催場所：群馬会館 広間

（1）地域移行の今後の方向性

- ①条件整備は必要であるが、明確なスケジュールを示す方がよい。
 - ・具体的な方向性が示されることで、関係する団体が動きやすくなる。
- ②子供たちの活動場所を確保するが一番である。
 - ・現状は、部活動指導員の配置や拠点校部活動など地域連携を中心に進めている。
 - ・いずれは、地域移行へつなげていくことも考えている。
- ③スポーツだけではなく文化部（吹奏楽など）も地域移行に向け動いている。
 - ・受け皿及び指導者の確保、生徒の送迎や楽器の輸送などの課題があり、方向性を示していきたいと考えるが、令和8年度末までに地域移行を完了等になると難しい。
- ④地域住民主体で、地域で子供を受け入れる活動例を広げていくことが大切。
 - ・地域の中に中学生を受け入れていくという発想になる。
 - ・部活にない種目や文化活動など、地域にはたくさんある。

（2）指導者の確保と質の向上

- ①県で広域的な人材バンクを設置することにより、過疎地域でも指導者確保につながることを期待できる。
- ②競技団体からすると、指導者は資格保有者が望ましく、最低限の公認スポーツ指導者資格（スタートコーチなど）の基準があった方がよいと考える。
- ③クラブや学校など、現場で必要な人材のニーズを把握し、ブラッシュアップをしながら運用することが必要。
- ④個人情報を集約する県も運用する市町村も、管理を徹底する必要がある。

令和6年度 第2回 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会【要約版】

群馬県教育委員会健康体育課
地域創生部スポーツ振興課

開催日時：令和7年2月6日（木） 14：00～16：00

開催場所：群馬県庁281-A会議室

（1）令和7年度の地域連携・地域移行に向けて

【協議会設置や推進計画策定の進めるために】

- ①先進地域や他の自治体を参考にしている。
 - ・実際に取り組みながら、推進計画の再考をしている。
 - ・市町村や地域ごとの人口推移を参考にしていきたい。
- ②協議会に入っていていただく、専門的な人材を探すことが大変であった。
 - ・講師や専門家の派遣を相談できる窓口があるとありがたい。
- ③広域圏で組織を設置し、指導者の借金や輸送も含めて解決できればという意見もある。

【運営団体・実施主体の育成について】

- ①地域のスポーツクラブ・各競技団体は、人が固定化され高齢化している。
 - ・中学生と一緒に活動することで、継続性がでてくる。
 - ・現在受け入れができていないクラブにも、声をかけることが必要。
 - ・スポーツクラブにも受け入れるメリットがある。
- ②文化部は、継続した声かけにより中学生の受け入れを考えてもらえるようになった。
- ③山間部は、送迎問題の解決や、市町村同士の横の連携が必要になる。
- ④指導者や部活動指導員を発掘・確保するために、資格取得の補助制度を創設した。
- ⑤スポーツ振興課が設置した指導者・サポーターバンクには、136名が応募した。

（2）令和8年度以降の群馬県の方針について

- ①県内としての方向性を示した方が、足並みも揃いやすく、進めやすい。
- ②中体連の大会を、先生か地域指導者のどちらか指導するのか、その指標があるとよい。
 - ・地域クラブ指導者側としては、どう関わって進めていけばいいのかわかりにくい。
- ③「休日は地域クラブに」だけであれば可能だと思う。
 - ・大会等にすべての地域クラブが参加できることを目標とするとハードルは高い。
- ④当事者は地域にいる方々である。
 - ・地域の人たちの意識を変えることで、地域移行が進む可能性がある。

（3）令和7年度群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会について

- ①検討委員会・ワーキンググループ会議ともに年2回を予定。
- ②改革推進期間のまとめと、推進計画の改定について検討する予定。
- ③検討委員会の委員の選定の見直しを検討している。